

JATA17-30
2017年12月21日

企業ガバナンス強化のため

海外募集型企画（パッケージ）旅行の企画・実施に関する指針を制定しました

一般社団法人日本旅行業協会（本部：東京都千代田区、会長：田川博己、以下JATA）では、観光庁「新たな時代の旅行業法制度に関する検討会（経営ガバナンスワーキンググループ）」で示された、企業ガバナンス強化に対応するため、「海外募集型企画旅行（パッケージ旅行）の企画・実施に関する指針」を制定し、本日（2017年12月21日）観光庁に届出をいたしました。

経営ガバナンスワーキンググループは、てるみくらぶの事案を受け、同様な事案の防止と消費者被害の軽減を図るため設置されたものです。

また、指針の内容は“前受金の異常な膨らみを防止する”ことを主眼とした内容となっています。

詳細は、以下の通りです。

1. 目的

本指針は、海外募集型企画旅行において、旅行業者が旅行者から收受する前受金（旅行代金）を異常に膨らませて破綻することを防止するため、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）・一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）が自主ルールを定め、JATA・ANTA及び旅行業者がこの自主ルールを遵守することにより、消費者保護を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本指針の適用範囲は、JATA・ANTA及び海外募集型企画旅行（個別認可を受けた、いわゆる「フライ&クルーズ約款」、「募集型ペックス約款」に基づくものを除く）を企画・実施する第1種旅行業者（以下「企画旅行業者」という。）とする。

3. JATA・ANTAの取り組み

- 3.1 JATA・ANTAは、本指針を策定・周知し、観光庁の求めに応じて企画旅行業者が前受金を異常に膨らませていないかを調査するほか、共同して第三者機関である通報窓口を設置する。
- 3.2 JATA・ANTA及び企画旅行業者は、各従業員に対し、3.1の通報窓口を通報対象事実の通報先としてあらかじめ指定するものとする。

4. 旅行広告・旅行者募集の適正性の強化

- 4.1 企画旅行業者は、自社が企画・実施する海外募集型企画旅行においては、申込金の収受額は旅行代金の20%相当額以内とし、また旅行代金残金の収受時期は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降とする。
- 4.2 企画旅行業者は、4.1の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの場合に限り、申込金の収受額は旅行代金の20%相当額を超えることができる。
- ア 取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）に申込金の用途を表示した場合
- イ 旅行者に対し、4.1による精算方法及びクレジットカードにより旅行代金全額を一括で支払う方法を提示し、そのいずれの精算方法を選択するか意思の確認を求める措置を講じた後、旅行者からクレジットカードによる支払いをする旨の意思の表明がある場合
- ウ 企画旅行業者が旅行者に4.1による精算方法を提示しているにもかかわらず、旅行者が旅行代金の全額又は旅行代金の20%相当額を超える額の申込金を支払う意思の表明がある場合
- 4.3 企画旅行業者は、4.2アの規定により取引条件説明書面に申込金の用途を表示した場合には、旅行サービス提供機関やツアーオペレーター等に対して表示された用途に基づいて適切に支払いをしなければならない。
- 4.4 企画旅行業者は、旅行広告・取引条件説明書面の表示及び旅行者の募集に関し、前受金を異常に膨らませていると疑われる行為をしてはならない。

附則 この指針は、2017年12月21日に発効する。

なお、パンフレット、旅行条件書の改訂、ウェブページの改修などについては対応できるものから順次反映するものとし、その間、消費者から説明を求められたときは、口頭などにより説明するものとする。

* 詳細、指針解説については、以下P3以降（両面コピー）をご覧ください。

以 上

<p>お問い合わせ先 一般社団法人日本旅行業協会 広報室 矢嶋・稲葉 TEL : 03-3592-1244</p>

指針の解説

1. はじめに

2017(平成29)年3月27日、株式会社てるみくらぶ(観光庁長官登録旅行業第1726号)が東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同日付で破産手続開始決定を受けました。同社から一般社団法人日本旅行業協会(JATA)に提供された「旅行者リスト」によれば、お客様の人数は約9万6千名、またその債権額は約105億円に及びました。同社の弁済業務保証金の弁済限度額は1億2千万円であり、またJATAのボンド保証制度にも加入していなかったことも重なり、お客様の債権額に対して僅かな金額の弁済しか出来ず弁済業務保証金制度が有効に機能しない極めて異例の事態となりました。

この事態を受け、観光庁では「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」の下に「経営ガバナンスワーキンググループ」を立ち上げ、今後このような事態が発生しないようにするため、企業のガバナンスのあり方、また消費者保護が有効に機能するような弁済制度のあり方について議論を重ね、本年8月31日に「新たな時代の旅行業法制に関する検討会 経営ガバナンスワーキンググループ とりまとめ」を公表しました。

このとりまとめ(18ページ以下)では、「Ⅰ. 対策の基本的な考え方」として、「(1) 企業ガバナンスの強化」と「(2) 弁済制度のあり方の見直し」について言及し、「Ⅱ. 対策の主な内容」では、(1)の企業ガバナンスの強化に関しては、旅行業者の経営の健全性の確保、企業自身の監査体制、旅行広告・旅行者募集のあり方と周知、宿泊施設等への支払い期間の見直しを通じた対策などを、(2)の弁済制度のあり方の見直しに関しては、弁済業務保証金制度の見直し(弁済業務保証金分担金の積み増し)、ボンド保証制度の見直し(加入促進)などを再発防止策として記述し、早期に実施することを求めています。

今般、このとりまとめを受けて、JATA及び一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)は、自ら海外の募集型企画旅行を企画・実施する旅行業者(第1種旅行業者)が遵守すべき自主ルールとして「海外募集型企画旅行の企画・実施に関する指針―前受金の異常な膨らみを防止するために―」を策定しました。今回の破綻事件のように大規模な消費者被害が発生する事態を二度と引き起こさないようにするために、海外の募集型企画旅行の企画・実施にあたっては本指針を遵守してください。また、JATA及びANTAは、この指針を会員にも周知し、またボンド保証制度の運用などを通じて旅行業界の信頼回復を目指すこととします。

2 解説

1. 目的

本指針は、海外募集型企画旅行において、旅行業者が旅行者から收受する前受金（旅行代金）を異常に膨らませて破綻することを防止するため、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）・一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）が自主ルールを定め、JATA・ANTA 及び企画旅行業者がこの自主ルールを遵守することにより、消費者保護を図ることを目的とする。

【解説】

旅行者から收受する前受金（旅行代金）を異常に膨らませて破綻すれば甚大な消費者被害が発生します。消費者保護を充実させることは言うまでもありませんが、一方で健全な旅行業者に対する過度な規制による企業活動を困難にすることも避けなければなりません。

そこで、本指針では、「前受金の異常な膨らみ」を防止するという点に着目し、JATA・ANTA が「前受金の異常な膨らみ」を防止するための自主ルールを定めて運用し、JATA・ANTA 会員のみならず海外募集型企画旅行を企画・実施する旅行業者が、この自主ルールを遵守することにより消費者保護を図ることとしました。

2. 適用範囲

本指針の適用範囲は、JATA・ANTA 及び海外募集型企画旅行（個別認可を受けた、いわゆる「フライ&クルーズ約款」、「募集型ペックス約款」に基づくものを除く）を企画・実施する第1種旅行業者（以下「企画旅行業者」という。）とする。

【解説】

本指針の対象は海外募集型企画旅行を企画・実施する旅行業者とします。

受注型企画旅行契約や手配旅行契約においては顧客（オーガナイザー）と相対で取引する等のケースが多く、今回の破綻事件のような「前受金の異常な膨らみ」を引き起こすことは通常考えられません。また、国内旅行の旅行代金は募集型企画旅行であっても、海外旅行の旅行代金に比べて安価な例が多いため、「前受金の異常な膨らみ」を引き起こす危険性は低くなります。過去の JATA の弁済業務の実態からも、「前受金の異常な膨らみ」が起こり得るのは旅行代金が比較的高価になる海外旅行契約において、また不特定多数のお客を募集する募集型企画旅行契約において生じたことから、海外募集型企画旅行を企画・実施する第1種旅行業者を対象としました。ただし、海外募集型企画旅行のうち、個別認可を受けた、いわゆる「フライ&クルーズ約款」、「募集型ペックス約款」に基づくものは本指針の適用除外とします（10 ページ「(1)

②【例外1】」参照）。

また、企画旅行業者は、受託契約を締結して自社の募集型企画旅行を取り扱わせている受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者に対しても、本指針に基づきお客様と取引を行うように指示しなければなりません。

3. JATA・ANTAの取り組み

3.1 JATA・ANTAは、本指針を策定・周知し、観光庁の求めに応じて企画旅行業者が前受金を異常に膨らませていないかを調査するほか、共同して第三者機関である通報窓口を設置する。

3.2 JATA・ANTA及び企画旅行業者は、各従業員に対し、3.1の通報窓口を通報対象事実の通報先としてあらかじめ指定するものとする。

【解説】

(1) JATA・ANTAによる経営状況の調査 (3.1)

JATA・ANTAは、観光庁の求めに応じて、純資産に対して旅行業務に関する旅行者との取引額が大きな旅行業者、またはその比率が急激に大きくなった旅行業者に対して、その経営状況の調査・指導を実施します。

(2) 第三者機関による通報窓口の設置 (3.1)

JATA・ANTAは、「前受金の異常な膨らみ」を旅行業者自身の内部から、あるいは第三者からの通報等により発見するために、共同して第三者機関として海外ツアー適正取引推進委員会を設置し、その元に通報窓口を設けます。

①通報窓口の連絡先等

海外ツアー適正取引推進委員会通報窓口 (2018年4月1日開設予定)

電話：03-3592-0056

受付時間 10:00から17:00まで (土日祝祭日、年末年始は休業)

②通報を受ける情報について

通報窓口では「前受金の異常な膨らみ」が疑われる情報を集めるものとします。想定される通報事例は別表【想定される通報事例】(7ページ)のとおりです。

③JATA・ANTAによる不適切被疑事案の取り扱い

海外ツアー適正取引推進委員会は、通報窓口寄せられた情報を元に「前受金の異常な膨らみ」が疑われる事案(以下「不適切被疑事案」といいます。)が発生していると判断したときはJATA・ANTAに通報し、JATA・ANTAは、信用調査会社などを利用して不適切被疑事案に関する調査を実施し、海外ツアー適正取引推進委員会に

通知します。通知を受けた海外ツアー適正取引推進委員会は、不適切被疑事案の審査を行い、不適切であり観光庁による行政処分・行政指導が必要と判断したときは、JATA・ANTA を通じて観光庁に報告します。観光庁は、不適切被疑事案が発生した旅行者に対して必要な行政処分・行政指導を行い、また JATA・ANTA は、観光庁の求めに応じて、その企画旅行者に対して「前受金の異常な膨らみ」に関する指導を行います。これは旅行業法第 42 条（業務）第 4 号に基づき公正な取引を行うように指導をするもので、その旅行者に対する経営指導をするものではありません。

（3）労務提供先等の指定（3.2）

通報窓口寄せられる情報のうち、「企業内部」として企画旅行者の従業員や派遣社員から自社の情報が寄せられることが想定されますが、自社の情報（通報対象事実）を通報窓口へ通報したことを理由として、従業員が企画旅行者から解雇や不利益な取扱いを受けたり、あるいは派遣社員であれば労働者派遣契約の解除や不利益な取扱いを受けることがあってはなりません。

そこで、通報した従業員や派遣社員が公益通報者保護法による保護を受けることが出来るように、JATA・ANTA 及び企画旅行者は、各従業員に対し、通報窓口を同法の定める「労務提供先があらかじめ定めた者（労務提供先等）」として取扱うこととします。

別表【想定される通報事例】

<p>1) 旅行広告・取引条件説明書面において、現金（振込み）による支払いで、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以前に旅行代金の 20%を超える申込金を收受するにもかかわらず、その用途及び支払期限が明示されていないなどの表示に関する情報（いわゆる「フライ&クルーズ約款」、「募集型ペックス約款」の個別認可を受けている場合を除く）。</p>
<p>2) 本指針を遵守した表示がなされていても、その旅行条件に基づく取引が行われていない旨の情報</p>
<p>3) 旅行業約款に定める取引条件どおりに債務を履行しない旨の情報 例：旅行契約を解除しても旅行業約款に定める返金期限を守らない。</p>
<p>4) いわゆる「フライ&クルーズ約款」、「募集型ペックス約款」の認可条件として取引条件説明書面に記載すべき事項が表示されていない旨の情報</p>
<p>5) サプライヤー、ツアーオペレーターへの支払期日の経過後なお支払わない旨の情報 例：遅延が恒常的に続いている、遅延期間が数ヶ月に及ぶ。</p>
<p>6) 旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン（JATA・ANTA）、景品規約・表示規約（旅行業公正取引協議会）に明らかに違反する表示の情報</p>
<p>7) 旅行代金（申込金を差し引いた残金）の早期の支払いを著しく煽る表示の情報 例：本指針の定める申込金の收受額や支払期限に違反して「現金一括入金キャンペーン」「今なら〇円引き」など早期の支払を煽る表示をしている（クルーズに関する早期割引制度の表示のうち割引の適用条件が明記されているなど適正なものを除く）。</p>
<p>8) 予約（申込み）を著しく煽るような表示の情報 例：「あと〇分」「本日のセール」などの表示をしている。</p>
<p>9) 正当な理由がないのに、恒常的に著しく仕入値を下回るような旅行代金（経済合理性のない価格設定であると疑われる代金）の情報</p>
<p>10) その他、不適切被疑事案となりうる情報 例：新聞広告出稿量が急増している。消費者・旅行者からの問い合わせ・苦情が増加している。</p>

4. 旅行広告・旅行者募集の適正性の強化

- 4.1 企画旅行業者は、自社が企画・実施する海外募集型企画旅行においては、申込金の収受額は旅行代金の20%相当額以内とし、また旅行代金残金の収受時期は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降とする。
- 4.2 企画旅行業者は、4.1の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの場合に限り、申込金の収受額は旅行代金の20%相当額を超えることができる。
- ア 取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）に申込金の用途を表示した場合
- イ 旅行者に対し、4.1による精算方法及びクレジットカードにより旅行代金全額を一括で支払う方法を提示し、そのいずれの精算方法を選択するかのご意思の確認を求める措置を講じた後、旅行者からクレジットカードによる支払いをする旨の意思の表明がある場合
- ウ 企画旅行業者が旅行者に4.1による精算方法を提示しているにもかかわらず、旅行者が旅行代金の全額又は旅行代金の20%相当額を超える額の申込金を支払う意思の表明がある場合
- 4.3 企画旅行業者は、4.2アの規定により取引条件説明書面に申込金の用途を表示した場合には、旅行サービス提供機関やツアーオペレーター等に対して表示された用途に基づいて適切に支払いをしなければならない。
- 4.4 企画旅行業者は、旅行広告・取引条件説明書面の表示及び旅行者の募集に関し、前受金を異常に膨らませていると疑われる行為をしてはならない。

【解説】

(1) 旅行代金の収受 (4.1、4.2)

①基本的な考え方 (60日前20%の原則)

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）においては、申込金の額は「当社が別に定める」金額を「契約書面に定める期日までに」支払うこととしており、申込金の額やその支払時期は募集型企画旅行を企画・実施する旅行業者が任意に設定することができます（第5条第1項）。

しかしながら、今後は「前受金の異常な膨らみ」を防止するため、海外募集型企画旅行において、申込金の額は旅行代金の20%相当額以内とし、また、支払期限も旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降に収受することを原則としてください（以下、「60日前20%の原則」といいます。）(4.1)。

そのため、取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）においては、【表示例1】に従って申込金の額が旅行代金の20%相当額以内となる旨を、また【表示例2】に従って旅行代金の支払期限を明記してください。

【表示例 1】 申込金の額（下線の表示を追記する。）

《表示例 1》

○ お申し込み

当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、下記の申込金を添えて取扱営業所に提出してください。申込金の額は、原則として旅行代金の 20%相当額以内となります。また、申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。

【表示例 2】 旅行代金の支払期限（下線の表示を追記する。）

《表示例 2》

○ 旅行代金のお支払い

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以降の当社の定める日までに、●●●●●円を取扱営業所でお支払いいただくか当社指定の口座にお振り込みください。

* 上記表示例の下線部分は、「△日までに」と表示することも可能です。この場合、「△日」は「60 日目に当たる日以降の当社の定める日」となっていなければなりません。

また、取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）において、お申込金の額について、例えば「旅行代金の 20%相当額から旅行代金全額まで」のように申込金の額が確定できない表示はできないものとします。

なお、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以降に旅行の申込みを受ける場合には、旅行代金の全額又は旅行代金の 20%を超える額の申込金を収受することは差し支えありません。

②例外的な取扱い（60 日前 20%の例外）

旅行者からの旅行代金の収受は「60 日前 20%の原則」が適用されますが、一方でこの原則を貫くことがかえってお客様の利便性を損ねたり、また企画旅行業者にとっても旅行サービス提供機関へのデポジットなどの前受金の支払いなどで過重な負担が生じたり、旅行代金の収受に係る事務作業量が増大するなどのコストの増加等が懸念されます。「60 日前 20%の原則」を厳格に運用し過ぎると、魅力ある海外募集型企画旅行の企画を断念することになったり、旅行代金の価格設定にも影響が及ぶとすれば、かえって消費者にとっても好ましくありません。

そこで、次のような場合に限って、例外的に「60 日目に当たる日以前」に旅行代金の 20%相当額を超える旅行代金を収受することも可能とします（以下、「60 日前

20%の例外」といいます。) (4.2)。

【例外1】取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）に申込金の用途を表示する場合（4.2ア）

旅行サービス提供機関や旅行サービス手配業者（ツアーオペレーター）などにデポジットなど前受金の支払いが必要であるなど旅行代金の20%相当の金額の申込金では立替金などの負担が過重となる場合があります。

そこで、取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）に申込金の用途を表示した場合には「60日前20%の例外」として扱うものとし、この場合には、【表示例3】に従った表示をしなければなりません。

【表示例3】

《表示例3-1》

当社は、このコースで利用する●●ホテルを手配するに際して宿泊代金の全額を支払います。このため、申込金の額は、第○項にかかわらず旅行代金の20%相当額を超えています。

《表示例3-2》

このコースで利用する●●ホテルや▲▲エクスプレスを手配するにあたり、その費用の全額の支払いが必要となります。このため、お申込金の額は、第○項にかかわらず旅行代金の20%相当額を超えております。あらかじめご了承のうえお申込みください。

* 上記表示例の「第○項にかかわらず」（下線の部分）の「○」は、【表示例1】の「○」を想定しています。

なお、貴社が観光庁長官から、いわゆる「フライ&クルーズ約款」、「募集型ペックス約款」の個別認可を受けている場合には、これらの約款を適用する海外募集型企画旅行については、本指針の適用除外とします。「フライ&クルーズ約款」は、船会社から早期にクルーズ代金や取消料の請求がなされる実情からそもそも「60日前20%の原則」になじまないものであり、また、「募集型ペックス約款」は、実質的に申込金の用途の表示が既に義務付けられているからです。これらの約款に基づく取引条件説明書面（パンフレット、旅行条件書、ウェブページの重要事項説明など）には、下記の認可条件となっている事項を記載してください。

【フライ&クルーズ約款の個別認可を受けている場合】

「キャンセル保険」（クルーズ旅行取消費用補償特約又は旅行変更費用特約並びに旅行業者が「キャンセル保険」を一括付保する場合）の案内など同約款の認可条件となっている事項を必ず記載する。

【募集型ペックス約款の個別認可を受けている場合】

航空会社が定める PEX 運賃の取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用を確認する方法や海外旅行保険（旅行変更費用担保特約）への加入を案内するなど同約款の認可条件となっている事項を必ず記載する。

【例外 2】「60 日前 20%の原則」による支払いとクレジットカードによる支払いを旅行者が選択できるようにしてある場合（4.2 イ）

旅行代金の支払方法として、店頭における現金收受、銀行振込、コンビニエンスストアにおける支払い（代行収納）などクレジットカード以外による支払い方法にも様々な方法がありますが、これらには「60 日前 20%の原則」が適用されます。一方で、ウェブサイトによる取引ではクレジットカードによる支払いも普及しており、クレジットカードによる旅行代金の支払いは旅行代金全額を一括して支払う例が多いようです。

そこで、募集型企画旅行契約の締結前に、これら「60 日前 20%の原則」が適用となる旅行代金の支払方法とクレジットカードによる支払方法を旅行者に提示し、旅行者の自由な意思によりクレジットカードによる旅行代金全額の一括の支払いを選択される旅行者には、その旅行者の意思を確認したうえで、例外的に「60 日目に当たる日以前」に旅行代金の 20%相当額を超える旅行代金を收受することも可能とします。

なお、旅行者の意思の確認方法は、店頭や電話における「口頭」により、また、ウェブ取引においては「ラジオボタンへのチェック」など適宜の方法で差し支えありませんが、口頭の場合には旅行者の申込書に確認したことを記録しておくなどトラブルが発生しないようにしてください。複数の支払手段を提示することなく、クレジットカードによる旅行代金全額を一括して支払うことしかできないような取引はできません。

【例外 3】旅行者が旅行代金の全額又は旅行代金の 20%相当額を超える額の申込金を支払う意思の表明がある場合（4.2 ウ）

取引条件説明書面には 4.1 に従った表示がされており、また旅行者への案内においても「60 日前 20%の原則」に従って企画旅行業者が案内をしているにもかかわらず、旅行者によっては「旅行代金全額を一括で支払いたい」あるいは、「申込金（43,600 円）は、“切りの良い額”（50,000 円）に切り上げて支払いたい」などご希望される場合もあります。

このような場合には、旅行者の利便性（ご希望）を優先して旅行代金全額や“切り上げた額”を收受することは差し支えありません。この際、企画旅行業者の方が

ら“切り上げた額”の提示をすることはできず、あくまで旅行者のご希望を受けた対応でなければなりません。

なお、旅行者の申込書に旅行者が旅行代金全額の一括のお支払いの意思を確認したことを記録しておくなどトラブルが発生しないようにしてください。

(2) 旅行サービス提供機関等への支払時期の遵守 (4.3)

海外募集型企画旅行において、取引条件説明書面にその用途を表示すれば、「60日前 20%の例外」として旅行代金の 20%相当額を超えて旅行代金を収受することができますが、実際に表示された用途に基づいて旅行サービス提供機関やツアーオペレーター等に対して適切に支払いがなされなければなりません。

また、実務では、旅行業者と旅行サービス提供機関やツアーオペレーターとの精算時期は「海外地上手配基本契約書」やこの契約書に基づく個別の地上手配契約の名称の契約（約定）により定めています。

今一度、契約に基づく支払い期限が厳守されているかを社内の経理部門に確認するなど再点検をしてください。万一、契約による支払時期の遅延が恒常的に発生していれば、別表【想定される通報事例】のうち「5）サプライヤー、ツアーオペレーターへの支払期日の経過後なお支払わない情報」として通報の対象となるほか、不当な支払遅延として旅行業法上の禁止行為（第 13 条第 2 項）に抵触するおそれがあります。特に国内のツアーオペレーターとの取引においては、資本金の額にもよりますが、原則として 60 日の期間内で支払がなされないと下請代金支払遅延等防止法第 2 条の 2（下請代金の支払期日）にも抵触します。ツアーオペレーターとの間で「海外地上手配基本契約」などを締結しておき、月単位で精算を行うように契約をしている場合には、設定された締切対象期間の末日に旅行サービスの手配が完了（提供）されたものとして取扱われますので、締切後 60 日以内（注）に必ず精算をしてください。

（注）手配費用を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たってしまう場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど順延する期間が 2 日以内である場合であって、貴社とランドオペレーターとの支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、結果として受領から 60 日を超えて支払うことは問題ありません。

(3) 旅行広告・旅行者の募集に関する留意事項 (4.4)

企画旅行業者は、広告・取引条件説明書面において、前受金の異常な膨らみが疑われる表示や旅行者の募集をしてはなりません。

例えば、4.1 の規定（60 日前 20%の原則）に違反して「現金一括入金キャンペー

ン」と表示したり、4.2の規定（60日前20%の例外）に違反して申込金の使途を表示しなければ本指針に違反していることが明白です。

しかしながら、例えば貴社のウェブ取引において、「あと〇分」や「本日のセール」など支払いや予約を促す表示をすることは、その表示自体は正常な商慣習として違法性がない場合も多くあります。問題となるのは、これらの表示を恒常的に行うなどのほか、他の表示と併せて全体的な表示から見て「前受金の異常な膨らみ」が引き起こされる疑いがある表示に限られます。

そこで、広告・取引条件説明書面において、総合的に見て「前受金の異常な膨らみ」が疑われる表示はできないこととし、具体的には企画旅行業者の個別具体的な判断に拠ることとしますが、この判断を誤れば不適切被疑事案として取扱われることとなります。